



宮崎税務会計事務所

熊本市中央区新大江1丁目15番4号

TEL 096-366-2231

FAX 096-366-2236

Email : t-miyazaki@tax1988.jp

H P : <http://www.miyazaki-zeimu.com>

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今年も残すところ3ヶ月となりました。6月のサッカーW杯では日本代表が決勝トーナメントに進出し、8月には甲子園で金足農業フィーバーが巻き起こり、9月には全米オープンで大坂なおみ選手が優勝するなど、日本全国がスポーツに沸き立ちました。

一方、各地で記録的な気温を観測し、また大雨や地震、台風などの被害が日本各地で相次ぎ、異常気象が目立つ年となりました。

さて、今回のTM情報では、いよいよ来年に迫った消費税増税に伴

- ・ 年末調整とは？
- ・ 消費税 軽減税率制度
- ・ 秋のご紹介キャンペーン



年末調整とは？

今年も年末調整の季節が近づいてきました。毎年している年末調整ですが、ここで改めて年末調整の流れ、準備物について取り上げたいと思います。ぜひ参考にしてください。

・年末調整とは？

年末調整とは、年間の給与総額をもとに正しい年税額を計算したものと、その年中に給与から天引きされた所得税との合計を比較して過不足を清算する手続きのことです。

・年末調整の対象となる人は？

- ①1年を通じて勤務している人
- ②年の途中で就職し、年末まで勤務している人
- ③12月の給与支払を受けた後、退職する人



④年の途中で海外支店勤務などの理由で出国し、非居住者となった人

・配布書類

- ①本年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ②翌年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ③本年分 給与所得者の保険料控除申告書兼
給与所得者の配偶者特別控除申告書
※10月以降、各保険会社から届く「保険料控除証明書」を添付する必要があります。処分しないようにご注意ください。

これらの書類は10月以降税務署から、年末調整関係書類として郵送されてきますので、届きましたら担当職員までお渡しください！

・ 確定申告が必要な控除（年末調整で対応できない控除）

下記については年末調整では控除できませんので、控除を受けた方は確定申告をする必要があります。

- ①医療費控除
- ②初年度（購入年度）の住宅取得控除
（2年目以降は年末調整することができます）
- ③寄附金控除



配偶者控除等の見直し

平成 29 年度改正に伴い、配偶者控除の適用に当たっては、給与所得者の合計所得金額 1,000 万円以下である居住者の配偶者とする所得制限が設けられました。

・ 配偶者控除

給与所得者の合計所得金額が 1,000 万円以下、配偶者の合計所得金額が 38 万円以下の場合

給与所得者の合計所得金額 除額		配偶者控除の控
①900 万円以下	→	38 万円
②900 万円超 950 万円以下	→	26 万円
③950 万円超 1,000 万円以下	→	13 万円

・ 配偶者特別控除

給与所得者の合計所得金額が 1,000 万円以下、配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下の場合

給与所得者の合計所得金額と、配偶者の合計所得金額に応じて控除額が異なるが、最大 38 万円～1 万円の範囲で控除となる。

・ 源泉控除対象配偶者



給与所得者の合計所得金額が 900 万円以下、配偶者の合計所得金額が 85 万円以下の場合

平成 29 年分までは配偶者控除に本人の所得制限はありませんでしたが、平成 30 年分以降は本人の合計所得金額が 1,000 万円以下であることが「配偶者控除」「配偶者特別控除」の対象者の条件となります。

年末調整の際は申告書に基づき行うこととなりますが、年末調整後に給与所得者又はその配偶者の所得に差額が生じた場合は、翌年の 1 月末までの給与所得者の源泉徴収票を交付する時までに年末調整の再調整を行うことができます。

配偶者控除を受けようとする方は、配偶者の合計所得が条件に当てはまるか、今一度確認する必要があると思います。



消費税 軽減税率制度

来年 10 月 1 日、消費税の増税が予定されています。ここでは事業者の皆さんに知っておいていただきたいポイントをいくつか紹介します。

・軽減税率制度とは？

軽減税率とは、特定の品目の課税率を他の品目に比べて低く定めることをいいます。消費税率を 10% に引き上げる際、低所得者対策として食料品や新聞などが軽減税率の対象品目となり、税率は 8% のまま据え置かれることになっています。

☆ポイント☆

- | | | |
|-------|---|---|
| ・実施時期 | → | 平成 31 年 10 月 1 日 |
| ・税率 | → | 標準税率 10%、軽減税率 8% |
| ・対象品目 | → | 酒類・外食を除く飲食料品、週 2 回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの） |

飲食料品の取扱いがない事業者の方や免税事業者の方も対応が必要な場合があります！

- 課税事業者の方・・・軽減税率対象品目の売上げがなくても、軽減税率対象品目の仕入れ、経費（会議費や交際費として 飲食料品を購入する場合）があれば対応が必要。
- 免税事業者の方・・・課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合がある。

• 軽減税率の対象品目

- ①飲食料品・・・飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く）をいい、一定の一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率を対象品目には含まれません。

※食品表示法に規定する「食品」とはすべての飲食物をいい、人の飲用又は食用に供されるものです。「食品」には、「医薬品」「医薬部外品」及び「再生医療等製品」が除かれ、食品衛生法に規定する「添加物」が含まれます。



- ②新聞・・・軽減全率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治・経済・社会・文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

☆ポイント☆

- 軽減税率の対象となるもの → 生鮮食品・加工品
テイクアウト・宅配等・新聞など
- 軽減税率の対象とならないもの → 酒類・外食・ケータリング等
医薬品・医薬部外品など



・ 一体資産の取扱い

「一体資産」とは、おもちゃ付きのお菓子のように、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているもの。一体資産のうち、税抜価格が1万円以下で、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合、全体が軽減税率の対象となります。（それ以外は全体が標準税率の対象となる。）



・ 外食・ケータリング等

外食やケータリング等は、軽減税率の対象となりません。

※テイクアウトや飲食料品の出前・宅配等は軽減税率の対象となる。

・外食とは・・・飲食店営業等、食事の提供を行う業者が、テーブル・椅子等の飲食に用いられる設備がある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供。
→標準税率（10%）

・テイクアウトは・・・飲食店業が行うものであっても、テイクアウトは単なる飲食料品の譲渡。 →軽減税率（8%）

※「外食」か「テイクアウト」かは、飲食料品を提供する時点で、顧客に意思確認を行うなどの方法で判定する。

・ケータリング等とは・・・相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供。 →標準税率（10%）

・出前・宅配は・・・出前・宅配等は単に飲食料品を届けるだけのもの。

（8%）

→軽減税率

☆ポイント☆

軽減税率が適用される取引かどうかの判定は、事業者の方が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）でおこなうこととなる！